

## 水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱

平成25年5月16日付け25水港第123号  
農林水産事務次官依命通知  
最終改正 令和5年3月28日付け4水港第2462号

### (趣旨)

第1 水産業及び漁村は、古くから、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国境監視・海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた。  
しかしながら、漁業者の高齢化、漁村人口の減少等により水産業及び漁村が関わる問題が深刻化するに従い、これらの多面的機能の発揮に支障が生じている。

水産業及び漁村の有する多面的機能が将来にわたって十分に発揮されることは、国民全体に幅広く便益をもたらすものであり、地域の漁業者、住民、非営利団体等（以下「漁業者等」という。）による多面的機能を発揮するための取組を促進する必要がある。

このため、漁業者等が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の活動を支援することにより、水産業の再生・漁村の活性化を図るため、本事業を実施する。

### (通則)

第2 水産多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (事業の内容)

第3 本事業において実施する事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

#### 1 水産多面的機能発揮対策事業

水産多面的機能発揮対策事業（以下「対策事業」という。）においては、効果の高い多面的機能の発揮に資する活動に取り組む組織（以下「対象活動組織」という。）に対し、交付金を交付する。

#### 2 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業

水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業（以下「運営事業」という。）においては、本対策の適正かつ円滑な実施に資するため、地域協議会、都道府県及び市町村に対し、交付金を交付する。

### (実施期間)

第4 本事業の実施期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

### (事業の実施)

第5 本事業の推進に当たっての基本的考え方は、次のとおりとする。

## 1 国民理解の促進

漁業者等が行う効果の高い多面的機能発揮に資する活動（以下「機能発揮活動」という。）の推進は、水産業及び漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能の適切かつ十分な発揮につながるものであり、本事業の実施に当たっては、地域の実情を十分踏まえつつ、漁業者、地域住民その他関係者の理解及び協力並びに広く国民の理解を得ながら進めることが重要である。

このため、本事業の推進には、漁業者等の多様な主体の参画が得られるよう、国民の理解の促進に努めるものとする。

## 2 国、地方公共団体、関係団体等の連携

漁業者等が行う機能発揮活動の推進は、水産業及び漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能の発揮に資することから、広く地域や国民全体にその便益が及ぶ取組である。このため、本事業の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図る必要がある。

特に、本事業が地域の多様な実態を反映し、その推進に当たりそれぞれの地域が創造性を発揮するためには、地方公共団体の役割が重要であり、国及び地方公共団体が一体となって緊密な連携の下に本事業を推進するものとする。

## 3 推進上の留意点

### (1) 地域協議会の役割

地域協議会は、事業の実施主体として、当該事業の交付金を対象活動組織に交付するほか、対象活動組織に対する指導を行うなど、本事業の円滑な推進に取り組むものとする。

### (2) 対象活動組織の役割

対象活動組織は、機能発揮活動の実施主体として、水産業及び漁村の持つ多面的機能を発揮させることにより、その利益が広く国民へ享受されるよう努めるものとする。

### (3) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、本事業の推進に当たり、地方公共団体としての適切な役割を果たすほか、地域協議会の会員としてその運営について一定の役割を担うとともに、国及び地域協議会との連携の下に本事業が第1の趣旨に沿って適切に実施されるよう努めるものとする。

### (4) 国の役割

国は、本事業の推進に当たり、適切な役割分担の下、地域協議会及び地方公共団体が行う事務が適正かつ効率的に行われるよう支援及び指導を行うものとする。

## 4 事業の成果目標

### (1) 対策事業の成果目標の指標については、水産庁長官が別に定めるものとする。

### (2) 成果目標は毎年度設定するものとする。

#### (交付の対象及び交付率等)

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県及び水産庁長官が別に定める地域協議会（以下「地域協議会」という。）が行う別表に掲げる事業を実施するため必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

#### (流用の禁止)

第7 別表の区分の欄に掲げる1の事業に係る経費から2の事業に係る経費への流用をしてはならない。

#### (申請手続)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣（沖縄県又は沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会（以下「沖縄県等」という。）にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
- 2 都道府県知事及び地域協議会の代表者（以下「補助事業者」という。）は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

#### (交付申請書の提出期限)

- 第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官（沖縄県等にあっては内閣府沖縄総合事務局長）が別に通知する日までとする。

#### (交付決定の通知)

- 第10 大臣は、第8の第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

#### (申請の取下げ)

- 第11 補助事業者は、第8第1項による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

#### (契約等)

- 第12 補助事業者は、対策事業及び運営事業（以下「交付金事業」という。）の一部を第三者に委託する場合は、水産庁長官（沖縄県等にあっては内閣府沖縄総合事務局総務部長をいう。第17において同じ。）に遅滞なく届け出なければならない。
- 2 補助事業者（都道府県を除く。）は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、複数の者から見積りを徴収する等により経費の節減に努めなければならない。
- 3 補助事業者（都道府県を除く。）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る見積り合せに参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求ることとし、当該申立書の提出のない者については、見積り合せに参加させてはならない。

#### (計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第13 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

- (2) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第14に規定する軽微な変更をしようとするときを除く。
  - (3) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。
- 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第15 補助事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付金事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付金事業の遂行が困難となった理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16 補助事業者は、交付金の交付決定に係る年度の9月30日現在において、別記様式第4号により交付金事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の10月31日までに大臣に提出しなければならない。

- 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第17 補助事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を水産庁長官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号の1又は別記様式第6号の2のとおりとし、補助事業者は、交付金事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（都道府県に対し、交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

#### (交付金の額の確定等)

第19 大臣は、第18第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（都道府県において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (額の再確定)

第20 補助事業者は、第19第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に關し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第18第1項に準じて提出するものとする。

- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第19第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

#### (交付決定の取消等)

第21 大臣は、第13第1項第3号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、交付金事業に關して不正、事務手續の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に關し法令に違反した場合
  - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後に生じた事情の変化等により、交付金事業の全部又は一部の交付を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第19第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

#### （財産の管理等）

第22 補助事業者は、交付対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### （財産処分の制限）

第23 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

#### （収益納付）

第24 補助事業者は、本事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに事業成果の実用化、知的財産権の譲渡、事業の成果の他への供与等によって相当の収益を生じたときは、水産庁長官が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。

2 前項による報告があった場合その他補助事業者に前項により報告すべき相当の収益を生じたものと水産庁長官が認定したときは、水産庁長官が別に定めるところにより当該収益の一部又は全部を国に納付せざることがある。

#### （交付金の経理）

第25 補助事業者は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

#### （交付金調書）

第26 都道府県は、運営事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第27 補助事業者は、第8第1項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取下げ、第13第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第16の規定による状況報告、第17の規定による概算払請求、第18第1項による実績報告、第18第3項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告及び第23第3項の規定による財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、共通申請サービスシステム（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第28 補助事業者は、間接補助事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8から第25までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(各種施策との連携)

第29 本事業の実施に当たっては、水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画（平成29年4月28日閣議決定）の関連施策及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づく漁港漁場整備事業等との連携を考慮するものとする。

(その他)

第30 この要綱の定めによるほか、本事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるものとする。

附 則（平成25年5月16日付け25水港第123号）

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年3月20日付け25水港第3243号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月9日付け26水港第3900号）

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本通知の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月29日付け27水港第3230号）

- 1 この通知は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成27年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日付け28水港第3314号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている平成28年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月28日付け29水港第2959号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 水産多面的機能発揮対策交付金概算払請求書の様式の制定について（平成25年7月9日付け25水港第1252号水産庁長官通知）は廃止する。

附 則（平成31年3月27日付け30水港第2372号）

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日付け元水港第1732号）

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和元年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日付け2水港第2380号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和2年度予算に係る事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月24日付け3水港第2522号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行に伴い、水産多面的機能発揮対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25水港第124号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の水産多面的機能発揮対策交付金実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月28日付け4水港第2462号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱により行うこととされている令和4年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

別表（第6、第7及び第14関係）

区分	経費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 水産多面的機能發揮対策事業	地域協議会が対象活動組織に対し交付する場合における活動組織が行う多面的機能發揮に資する事業に要する経費	定額・ 1／2以内	1 事業費の30%を超える増減  2 経費の欄に掲げる2の(1)の経費から1の経費への30%を超える増  3 経費の欄に掲げる2の(2)及び(3)の経費の相互間の流用	1 活動組織の増減  2 経費の欄に掲げる2の(3)の市町村の増減
2 水産多面的機能發揮対策協議会等運営事業	(1)地域協議会が行う事業に要する経費  (2)都道府県が行う事業に要する経費  (3)市町村が行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるため、都道府県が市町村に対し交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額  定額  定額		

## 令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

（農林水産大臣）  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱第8の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

## 記

## 1 事業の目的

## 2 事業の内容及び計画

- (1) 水産多面的機能発揮対策事業計画の内訳（別紙1（事業計画）を添付）
- (2) 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業実施計画

## ①推進・指導

## ア 活動組織説明会の開催

開催時期	開催回数	参加人数	説明内容	備考
月	回	人		

## イ 活動組織の指導

指導時期	指導組織数	指導回数	指導内容	備考
月	組織	回		

## ウ 推進手引作成

手引きの名称	作成部数	配布先	手引きの内容	備考
	部			

## ②地域活動指針等作成

作成時期	作成資料	備考

## ③交付・支払事務

交付・支払件数	組織数	備考

## ④その他（活動内容）

## 3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業に 要する経費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				備考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 水産多面的機能発揮対策事業						
2 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業						
合 計						

## 4 事業完了予定年月日

## &lt;施行注意&gt;

[ ]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

## 別紙1(事業計画) 令和 年度水産多面的機能発揮対策事業計画の内訳

別記様式第1号の2（第8関係）（都道府県）

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

〔農林水産大臣  
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

都道府県知事 氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱第8の規定に基づき、金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画

水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業

(1) 都道府県事業実施計画

①第三者機関の設置、開催計画

ア 構成員

名称 (設立年月日)	説明内容		構成員数	備考
	氏名	所属・職名		

イ 第三者機関の開催計画

開催時期	検討内容	備考

②市町村の指導計画

指導時期	指導内容	指導回数	備考

③その他（活動内容）

(2) 市町村事業実施計画（市町村の内訳は別紙2（実施計画）を添付）

①協定締結

締結時期	締結件数	備考
月	件	

②確認事務

確認時期	確認組織数	備考
月	組織	

③その他（活動内容）

## 3. 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業に 要する経費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				備 考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業						
1 都道府県事業						
2 市町村事業						
合 計						

## 4 事業完了予定年月日

## &lt;施行注意&gt;

[ ]内は、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

## 別紙2(実施計画)

## 令和 年度水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業の内訳

【別記様式第1号の2(第8関係)(都道府県)の記載事項の「3 経費の配分及び負担区分」の「水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業の2 市町村事業」の金額の内訳】

都道府県名：

(単位:円)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申し込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第13関係）

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〔農林水産大臣  
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名  
又は  
都道府県知事 氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、  
下記のとおり〇〇<sup>(注)1</sup>し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕<sup>(注)2</sup>たいので、  
水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱第13の規定に基づき、承認されたく申請する。

記

- (注) 1 変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。  
2 金額の変更のない場合は本文中の〔 〕の部分は除くこと。  
3 記の記載事項は、別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2の記に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と読み替え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。  
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

<施行注意>

〔 〕内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

別記様式第4号（第16関係）

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〔農林水産大臣  
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名  
又は  
都道府県知事 氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、  
水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱第16の規定により、その遂行状況を下記のとおり報  
告する。

記

令和 年 月 日現在

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		9月30日までに 完了したもの		10月1日以降に 実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日		
	円	円	%	円			

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3. 経費の配分及び負担区分」に記載された  
事項について記載することとし、事項が複数ある場合は、その合計を記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

<施行注意>

[ ]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長と  
する。

別記様式第5号（第17関係）

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金概算払請求書

番 号  
年 月 日

〔官署支出官 水産庁長官  
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長〕 殿

所在 地  
団体名  
代表者氏名

又は

都道府県知事 氏名

令和 年 月 日付け 水港第 号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱第17の規定に基づき、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	総事業費	国庫交付金(A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額 (A)-(B)+(C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	○月○日現在の (予定)出来高	金額	○月○日まで の予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		

(注) 1 区分欄には、別記様式第1号の1又は別記様式第1号の2の記の「3. 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載することとし、事項が複数ある場合は、その合計を記載すること。

2 [ ]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長及び官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長とする。

別記様式第6号の1（第18第1項関係）（地域協議会）

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

〔農林水産大臣  
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〔官署支出官 水産庁長官  
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長〕 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び令和 年 月 日付け  
第 号で変更通知）のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産  
多面的機能発揮対策交付金交付等要綱第18第1項の規定により、その実績を報告する。  
(また、併せて精算額として水産多面的機能発揮対策交付金○○円を請求する。)

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

- (1) 水産多面的機能発揮対策事業実績の内訳（別紙1（実績報告）を添付）  
(2) 水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業実施実績

①推進・指導

ア 活動組織説明会の開催

開催時期	開催回数	参加人数	説明内容	備考
月	回	人		

イ 活動組織の指導

指導時期	指導組織数	指導回数	指導内容	備考
月	組織	回		

ウ 推進手引作成

手引きの名称	作成部数	配布先	手引きの内容	備考
	部			

②地域活動指針等作成

作成時期	作成資料	備考

③交付・支払事務

交付・支払件数	組織数	備考

④その他（活動内容）

3 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業に 要した経費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				備考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 水産多面的機能 発揮対策事業						
2 水産多面的機能 発揮対策協議会等 運営事業						
合 計						

4 事業完了年月日

- (注) 1 精算状況を容易に比較対照できるよう「3 経費の配分及び負担区分」は二段書きとし、別記様式第1号の1の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項（別記様式第3号により変更等を行った場合は変更後の記載事項）を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用の第7第2項に規定する報告、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料及び帳簿の写しのいずれかを添付すること。
- 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、「3 経費の配分及び負担区分」の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

<施行注意>

[ ]内は、沖縄県に主たる事務所を置く地域協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

## 別紙1(実績報告) 令和 年度水産多面的機能発揮対策事業実績の内訳

## 令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官 水産庁長官  
官署支出官 内閣府沖縄総合事務局総務部長

都道府県知事 氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知（及び令和 年 月 日付け  
第 号で変更通知）のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、水産  
多面的機能発揮対策交付金交付等要綱第18第1項の規定により、その実績を報告する。  
(また、併せて精算額として水産多面的機能発揮対策交付金〇〇円を請求する。)

## 記

## 1 事業の目的

## 2 事業の内容及び実績

水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業

## (1) 都道府県事業実績

## ①第三者機関の設置・運営

## ア 構成員

名称 (設立年月日)	内容		構成員数	備考
	氏名	所属・職名		

## イ 第三者機関の開催

開催時期	内容	備考

## ②市町村の指導

指導時期	指導内容	指導回数	備考

## ③その他（活動内容）

## (2) 市町村事業実績（市町村の内訳は別紙2（実績報告）を添付）

## ①協定締結

締結時期	締結件数	備考
月	件	

②確認事務

確認時期	確認組織数	備考
月	組織	

③その他（活動内容）

3. 経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	事業に 要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業						
1 都道府県事業						
2 市町村事業						
合計						

4 事業完了年月日

- （注） 1 精算状況を容易に比較対照できるよう「3 経費の配分及び負担区分」は二段書きとし、別記様式第1号の2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項（別記様式第3号により変更等を行った場合は変更後の記載事項）を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用の第7第2項に規定する報告及び補助金調書を添付すること。
- 3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、「3 経費の配分及び負担区分」の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

<施行注意>

[ ]内は、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。

## 別紙2(実績報告)

## 令和 年度水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業の内訳

【別記様式第6号の2(第18第1項関係)(都道府県)の記載事項の「3 経費の配分及び負担区分」の「水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業の2 市町村事業」の金額の内訳】

都道府県名：

(単位:円)

別記様式第7号（第18第3項関係）

令和 年度水産多面的機能発揮対策交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

〔農林水産大臣〕 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった水産多面的機能発揮対策交付金について、水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱第18第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |  |         |
|--|---------|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額<br>(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 ○○○○円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                            | 金 ○○○○円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                    | 金 ○○○○円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2）<br>(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。    | 金 ○○○○円 |

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。  
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）  
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し  
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）  
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

- 6 交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。  
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。  
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料  
・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料  
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）  
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号（第25第3項関係）

財産管理台帳

事業実施主体名

活動組織名 地区	事業実施年度	令和 年度				事業内容				摘要	
		経費の配分				処分制限期間		処分の状況			
財産名	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容		
		国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他						
	小計										
	小計										
	合計										

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この様式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

## 別記様式第9号（第26関係）

令和 年度  
農林水産省所管

## 水産多面的機能発揮対策交付金調書

国			地方公共団体名								備考
			歳入			歳出					
交付金事業名 ※1	交付決定の額	交付率等	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	
水産多面的機能発揮対策協議会等運営事業	円		円	円		円	円	円	円	円	
都道府県事業											
市町村事業											

## 記載要領

- 「交付金事業名※1」欄には、交付金事業の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名※1」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。